

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加すること。

（児童福祉法第三十四条の十六第二項第二号及び第四十五条第二項第三号並びに新第十二条の四第三項第三号関係）